

業務再点検結果報告

部署名	舞鶴出張所
部署の業務内容	貨物及び携帯品として輸入される植物及びその容器包装の検疫等、並びに輸出植物栽培地検査、輸出検査等

項目		対応は十分か	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	意見箱の設置、外部からの質問があった場合の迅速丁寧な対応、時間外対応等を行っている。また、国民から意見、苦情がないことから、その取組は評価されていると理解している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情が寄せられれば、出張所全体で対応し、直ちに支所に報告することとしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物検疫くん蒸安全旬間の設定や各種説明会を開催している。また、国民から意見・苦情がないことから、その取り組みは評価されていると理解している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応は十分か	点検結果の概要
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	くん蒸を命じる場合残留基準を超えないよう、品目によるくん蒸回数の制限
食の安全業務についての点検	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	残留農薬基準値を超えそうなくん蒸は避けるよう指導している。残留基準値は各種試験の実施や文献等のデータを積み上げた結果である。
	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができるないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	意見なし。	/	
		/	
		/	